

イツモスマイルアカデミー  
福祉用具専門相談員養成講習運営規程

イツモスマイル株式会社

①開講の目的

介護保険制度の円滑な運営に資するため、要支援、要介護にある高齢者に対し、質の高い指定居宅サービス実施を旨とし、必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談員の養成を図ることを目的とする。

②講習の名称

福祉用具専門相談員養成講習

③講習事業所の名称

イツモスマイル株式会社

④事業所の所在地

徳島県徳島市佐古二番町 5-11

⑤講習期間

約 2 ヶ月（全 7 回）

※ 1 回の講習の開催期間は、2 カ月の範囲内で終了することとする。

⑥受講定員

25 名

⑦受講対象者

どなたでも受講可能

⑧講習課程

別紙 1 参照

⑨講師の氏名

「福祉用具専門相談員指定講習会講師一覧表（別紙 4）」参照

⑩修了評価の実施方法

全カリキュラム（50 時間）を修了した者を対象に、筆記試験（1 時間）により行います。

⑪講習修了の認定方法及び欠席した場合の取り扱い

【認定方法】

以下の要件を満たした受講生に関して修了認定を行い、修了証明書を発行するものとする。

- i 研修カリキュラムの全科目を履修することとする。
- ii 修了評価試験において、100 点満点中 70 点以上に達していること。

【欠席した場合の取り扱い】

上記の要件を満たさない場合は、別途補講日程を調整した講座で履修する。

1 時間 2000 円（税込）で所定の費用を納付するものとする。

⑫年間開講時期 1 回（8 月/9 月）

⑬受講手続き

募集案内をご参照ください

- ・開講式にてご本人様確認書類（運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード等）にて確認いたします。

⑭受講料等受講に際し必要な費用の額

28,500 円（テキスト代・税込み）

【支払方法】 当校指定の口座振込

【解約返金】 開講 8 日前以前の解約時は払い戻し手数料(5%)を差し引いて返金

開講 7 日前以降の解約については払い戻し不可

【欠席した場合】 ⑪項ご参照ください。

⑮受講料の設定方法及び改定方法

受講料等の額は、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額に設定するものとする。

講師の変更などにより改定する場合は、受講の申し込みがない場合とする。

⑯その他

【守秘義務の徹底】

講習の運営者、講師および関係職員は、業務上知り得た受講者の秘密を保持しなければならない。

【その他の規定】

この運営規定に定める事項のほか、講習の発展に関する重要事項は、イツモスマイル(株)と講習にかかわる講師間の協議に基づいて行うこととする。